

# 動物愛護管理行政に係る役割・根拠法令(主なもの)

参考資料4

事 項	法令・条文	都	特別区	中核市	保健所 設置市	その他 市町村	備 考
狂犬病予防員の設置	狂犬病予防法 3条	○		○	○		獣医師
犬の登録・鑑札の交付	狂犬病予防法 4条		○	○	○	○	
予防注射済票の交付	狂犬病予防法 5条 2項		○	○	○	○	
未登録・未接種犬の抑留	狂犬病予防法 6条 1項	○		○	○		
未登録・未接種犬の捕獲	狂犬病予防法 6条 2項	○		○	○		
所有者の判明しない犬の捕獲の通知	狂犬病予防法 6条 7項	○		○	○		
所有者の判明しない犬の公示	狂犬病予防法 6条 8項		○	○	○	○	
所有者の判明しない犬の処分	狂犬病予防法 6条 9項	○		○	○		狂犬病予防員から区市町村に通知
動物愛護に係る普及啓発	動愛法 3条	○	○	○	○	○	国及び地方公共団体
動物愛護管理推進計画	動愛法 6条	○					
動物取扱業者の登録	動愛法 10条	○					
動物取扱業者への勧告・公表・命令	動愛法 23条	○					
動物取扱業者への立入検査	動愛法 24条	○					
第一種動物取扱業者であった者への勧告等	動愛法 24条の2	○					
動物の飼い主への勧告・命令・報告徴取・立入検査	動愛法 25条	○					
特定動物の飼養・保管の許可等	動愛法 26条	○					
所有者からの犬猫の引取り	動愛法 35条	○		○	(○)		
負傷動物の収容	動愛法 36条	○		○	(○)		
繁殖制限の指導	動愛法 37条	○		○	(○)		
所有者の判明しない犬・猫の引取り	動愛条例 21条	○		●	(○)		
逸走犬の収容	動愛条例 22条	○		●	(○)		
負傷動物の収容	動愛条例 23条	○		●	(○)		
所有者の判明しない犬・猫の公示	動愛条例 24条1項	○	(○)	●	(○)	(○)	
犬の所有者への通知	動愛条例 24条2項	○		●	(○)		
公示期間終了後の動物の処分	動愛条例 24条3項	○		●	(○)		
引取り・収容した犬猫の譲渡	動愛条例 25条	○		●	(○)		
緊急時における特定動物の捕獲・処分	動愛条例 28条 2項	○					
動物による事故発生時の届出	動愛条例 29条	○	(○)	●	(○)		
動物による侵害に関する措置命令	動愛条例 30条	○	(○)	●	(○)		
飼い主からの報告聴取・検査等の実施	動愛条例 31条	○	(○)	●	(○)		
動物監視員の設置	動愛条例 32条	○		●	(○)		獣医師等